

# 大阪府済生会茨木病院 既存照明器具LED化工事入札要項書

令和5年11月9日

社会福祉法人<sup>恩賜</sup>大阪府済生会茨木病院<sub>財団</sub>

## 1. 募集の趣旨・目的

災害に備え電力需要を抑制するための設備更新を進めるとともに経費削減を図り環境負荷の軽減に寄与するため、既存照明器具をLED化する工事を実施する。

なお、実施にあたっては、事業者から優れたノウハウを生かした施工等に関する提案を受け、最も優れている提案者に実施させるため、総合評価落札方式一般競争入札により事業者を選定する。

## 2. 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 大阪府済生会茨木病院 既存照明器具LED化工事
- (2) 工 事 内 容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 施 工 期 間 工事請負契約締結より令和6年3月31日迄
- (4) リース期間 設備導入工事完了月の翌月1日から7年間
- (5) 入 札 方 式 総合評価落札方式一般競争入札

## 3. 参加資格要件

本入札に参加することができる法人は、次の要件をすべて満たすものとする。

また、本要項の公表の日から契約の締結の日までの間に、参加資格要件のいずれかを満たさなくなった場合は、参加資格を有していないものとみなす。

- (1) 大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）による入札参加除外等の措置を受けていないこと。
- (2) 次の各号の一に該当する事実があった場合、その後2年以上経過している者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同じ。）
  - ア 契約履行にあたり、故意に工事もしくは物品の製造を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者
  - ウ 交渉権者が契約を結ぶこと又は履行することを妨げた者
  - エ 監督又は検査の実施にあたり職員及び職員が委託した者の職務の執行を妨げた者
  - オ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
  - カ 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
  - キ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定された者でないこと。

- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続きの開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続きの開始の申立てがなされた場合は、更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (5) 社会福祉法人<sup>思賜財団</sup>済生会（大阪府済生会及び開設する病院含む）と係争中でないこと。
- (6) 国（全省統一資格の一般競争参加資格）若しくは大阪府の入札参加資格のいずれかを有して（指名停止等の措置を受けていないこと）いること。
- (7) 選定委員が役員若しくは顧問として関係する営利法人その他の営利組織及び該当組織に所属していないこと。
- (8) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。
- (9) 資格・保険について
  - ア 賠償責任保険および動産総合保険に加入していること。（証書写し提出）
  - イ 病床 300 床以上の病院において、LED照明に関する導入実績があること
  - ウ 社会福祉法人<sup>思賜財団</sup>済生会の医療機関へのLED照明に関する導入実績があること

#### 4. 優先交渉権者の決定までのスケジュール

内 容	期間等
入札参加資格申請書提出期限	令和 5 年 11 月 17 日（金）
参加資格審査結果通知	令和 5 年 11 月 20 日（月）
質疑受付期限	令和 5 年 11 月 20 日（月）
質疑回答	令和 5 年 11 月 22 日（水）
企画提案書等の提出期限	令和 5 年 12 月 1 日（金）
審査結果通知	令和 5 年 12 月 7 日（木）

#### 5. 入札参加資格申請書の提出

- (1) 提出期限 公告の日から令和 5 年 11 月 17 日 午後 3 時まで
- (2) 提出先 担当部署 総務課 中村 電話番号 072-622-8651
- (3) 提出方法 入札参加資格申請書（様式 1）により、添付書類を持参し提出すること。  
持参の日時は事前に電話で調整の上来院すること。
- (4) 添付書類
  - ①300 床以上医療機関および社会福祉法人<sup>思賜財団</sup>済生会の医療機関における業務受託実績を証明する書類（契約印が確認できる契約書該当部分の写しで可）1 部ずつ
  - ②国（全国統一資格の一般競争参加資格）若しくは大阪府の入札参加資格のいずれかを有しており、指名停止等の措置を受けていないことを証明する書類
  - ③国税納税証明書（その 3 の 3）写し 1 部
  - ④様式 4 使用印鑑届 1 部
  - ⑤直近 2 決算期分の財務諸表の写し

## 6. 参加資格結果通知

- (1) 通知方法 参加資格要件を審査して、参加資格を有すること、又は参加資格を有することが認められない旨を文書で通知する。
- (2) 通知時期 令和5年11月20日（月）

## 7. 質疑・応答

- (1) 提出方法 別添の質問書（様式2号）により、電子メールにて提出すること。  
※電話で送信した旨を伝え、担当課において着信したことを確認してください。  
※口頭による質問は原則受け付けません。
- (2) 提出期限 令和5年11月20日（月）
- (3) 提出先 [k-nakamura@ibaraki.saiseikai.or.jp](mailto:k-nakamura@ibaraki.saiseikai.or.jp)
- (4) 質疑に対する回答 令和5年11月22日（水）  
大阪府済生会茨木病院ホームページの該当入札公告欄に掲載する。

## 8. 企画提案書等の提出

- (1) 入札参加資格を有し、参加を希望する事業者は、本実施要項、仕様書等を理解した上で、次の書類を提出すること。

	提出書類	様式	提出数量
ア	企画提案書	記載項目・順番指定	8部（正本1部、副本7部）
イ	別紙『LED対象ランプ及び指定条件』に対し指定箇所記入した資料		1部
ウ	使用機器一覧（任意様式）		1部
エ	工事スケジュール・工程表（任意様式）		8部
オ	入札書	様式3	8部（正本1部、副本7部）
カ	会社（企業）概要	様式5	8部
キ	業績実績	様式6	8部（正本1部、副本7部）

- (2) 提出期限 令和5年12月1日（金）午後3時まで  
提出方法 持参若しくは郵送（配達記録が残る方法に限る）

## 9. 企画提案書作成方法

- (1) 企画提案書に記載する事項は、次の項目を含み、アからオの順に作成すること。
  - ア 応募者の組織体制、経営状況、事業内容及びこれまでの病院施工実績に関すること
  - イ 病院施設の施工に関する配慮
  - ウ 使用機器に関すること
  - エ 施工後の管理、修繕、補償に関すること
  - オ 経費削減効果・省エネ効果に関すること
  - カ 価格提案に関すること

(2) 企画提案書は当院から提供される下記資料を基に作成すること。

- ア プロット図面（全8枚）
- イ LED対象ランプ及び指定条件

## 10. 企画提案書作成上の留意事項

- (1) 企画提案書は、A4版カラー印刷とし、様式は任意とするが審査の平準化および効率化を図るため、9. 企画提案書作成方法に記載の順に作成し綴り込むこと。必要に応じてA3用紙を使用する場合は、提案書に綴り込むこと。（A3用紙はページ数2ページとカウントする。）
- (2) 文字の大きさ11ポイント以上とし、表示・目次を除き25ページ以下とすること。
- (3) 表紙には、「大阪府済生会茨木病院 既存照明器具LED化工事企画提案書」と記載し、社名（称号又は名称）及び代表者氏名 を記載すること。  
また、正本には社印押印の上、提出すること。
- (4) 目次を作成すること。
- (5) 通し番号を付すること。（表紙及び目次は除く。）
- (6) 企画提案書は、「9. 企画提案書作成方法」で示す順番で作成し、提案内容を簡潔に記載すること。
- (7) 左綴じ又は上綴じとし、簡易製本すること。
- (8) 専門用語で一般的に知られていない用語については説明を添えること。

## 11. 入札書

- (1) 下記の事項を含み、仕様書に定める全ての事項を完了し、整備後の消費電力削減に寄与することを拭踏まえた入札額であること。
- (2) 入札額は7年間の譲渡型リース契約に基づくものであり、リースによる金利を含むものであること。
  - ア 照明等の現況を把握し、経済的で効果的にLED化するための計画の策定 LED 整備後の消費電力削減効果の検証
  - イ 照明等の選定・機器調達、取替工事の施工及び撤去機器等の処分
  - ウ 照明等の交換に伴う設計、施工計画の策定、機器の調達、工事の施工及び施工監理、その関連業務
  - エ 既存照明等の撤去、廃棄処分業務（安定器を含む）
- (3) リース期間満了後、当院が契約に基づくすべての債務を弁済した場合、すべての物件を現状有姿のまま無償譲渡すること。

## 12. 審査方法

本入札要項書及び仕様書等に基づき提出された入札金額および技術提案評価項目に基づき、選定委員会が審査する。

- (1) 選定委員会が提出されたすべての書類に基づき、適正かつ公正に行う。
- (2) 本入札は、提案者が1者であっても成立するものとする。
- (3) 選定結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。
- (4) 契約業者選定後、選定業者と業務の詳細について仕様協議を行い、契約締結交渉を行う。  
契約締結交渉が不調のときは、次点業者と契約締結交渉を行う。
- (5) 契約開始までの準備期間等に係る費用は、提案者の負担により行うものとする。
- (6) 失格となる場合 審査の結果、次の場合は、失格とすることがある。
  - ア 提出書類に不備がある場合
  - イ 書類提出期限を過ぎた場合
  - ウ 提案を求めた項目に対して、提案内容が示されていない場合
  - エ 上記のほか、選定委員会が選定業者としてふさわしくないと判断した場合

### 13. 技術提案評価項目

評価項目	評価のポイント
事業体制・施工実績	◆応募者の組織体制、経営状況、事業内容及びこれまでの病院施工実績に関すること
施工スケジュール	◆事業を円滑に遂行できる施工配慮がなされているか。 ◆手術室や病棟など特に施工に制限が伴う箇所に対する施工配慮がなされているか。入院患者、外来患者、救急患者に対する施工配慮がなされているか。 ◆既設設備撤去後の処理方法及び当院に対する報告書は適切であるか。
使用機器に関すること	◆事業実施により、当院にとって経済性が高く、妥当性のある提案であるか。 ◆使用機器は、規格・品質が信用に足りるメーカーの製品であり、環境負荷軽減に十分に配慮した設備の提案であるか。 ◆手術室など特に低ノイズ機器が推奨される場所において適切な機器提案であるか。 ◆施工中に想定されるトラブル等の説明と対処方法の提案であるか。
施工後の管理、修繕、補償に関すること	◆提案者は動産総合保険に加入することとし、万が一、事故が発生した場合は速やかに損害を補てん補できるものであるか。 ◆提案者は有効な生産物賠償保険（PL保険）証券の写しを提出可能な場合は提出すること。 ◆納入物品に対する保証期間は充分であるか、また機器の不具合による物品の取替え、代替え及び修理等に要する工事保証期間は充分であるか。保証期間内の不具合対応は、高所作業に伴う足場も含めて提案者の責任となっているか。 ◆長寿命製品、長期間保証であることを踏まえ、永続的パートナーとしてのスタンスで本件を捉え、付加価値の高い提案を行えているか。

経費削減効果・省エネ効果に関すること

LED 照明灯を導入しないケースと導入したケースの10 年間にかかる電気料金、消費電力量等を算出の上、提案すること

#### 14. 審査結果

- (1) 審査を行った全ての提案者に対し個別に文書により通知するとともに、当院ホームページに掲載する。
- (2) その他 契約候補者として選定されなかった提案者への理由説明や審査内容への質問受付はしない。

#### 15. 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は、審査前の途中辞退の場合を除き返却しない。
- (2) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断で、当入札に係る審査以外には利用しない。
- (4) 病院が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書類の提出は1者につき1案とする。

#### 16. その他

- (1) 言語及び通貨単位 手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 費用負担  
書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提案者の負担とする。  
緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取りやめることがある。なお、この場合において本公募型プロポーザル方式に要した費用を当院に請求することはできない。
- (3) 参加辞退の場合  
入札参加資格審査申請書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届（様式7）を持参し提出すること。  
なお、そのことにより今後当院で実施される入札等の参加に不利益が生ずることはない。
- (4) 失格事項  
次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。  
ア 参加資格要件を満たしていない場合  
イ 提出書類に虚偽の記載があった場合  
ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合  
エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 著作権等の権利  
企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、病院が必要と認める場合

には、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

- （6）参加者は、入札後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- （7）本実施要領で記載する各様式は、標準様式として、指定する内容が満たしてあるものについては、各社が作成する書類の使用を可能とする。

以上

# 仕 様 書

## 1. 共通事項

- ① LED化する照明器具は属紙「LED対象ランプ及び指定条件」「プロット図」によること。
- ② 既存の器具は流用し、球交換を基本とするが、器具交換を含め適材適所の提案を認める。
- ③ 安定器は電源回路から切り離すこと。器具内残置可。
- ④ LED更新工事は基本的に土日祝日などの休診日工事とする。
- ⑤ 工事は令和6年3月末日までに完了すること。
- ⑥ 円滑に遂行できる施工配慮をし、手術室や病棟など特に施工に制限が伴う箇所に対する施工配慮をすること。
- ⑦ 工事中も診療業務などで中断及び延期になることも考慮すること。
- ⑧ 高所作業が必要な箇所もある。
- ⑨ 工事の際ソケットを破損若しくは破損の恐れや不具合のあるソケットは交換すること。
- ⑩ 工事後の地絡などの不具合は速やかに修理対応すること。
- ⑪ 工事に伴って発生する産業廃棄物の処理を含み、それに伴った産業廃棄物処理計画（産廃物の処理方法）を提出すること。終了後の報告書を提出すること。

## 2. 製品選定について

- ① LED照明器具は日本工業規格 JISZ9110 を準拠し、一般社団法人日本照明工業会ガイド（高品質照明用 LED 光源における性能要求指針）を基準とすること。
- ② LED光源により、不快感（グレア、フリッカー等）を与えないものであること。
- ③ 色温度、照射角度、全光束は既存照明器具と同等を基本とし、「LED対象ランプ及び指定条件」を参考とすること。ただし、一部箇所は現在より照度を高めるなど適切化することも可とする。
- ④ 20形の直管 LED ランプの全光束は 1200lm 以上、40形の直管 LED ランプの全光束は 2700lm 以上の製品を選定すること。
- ⑤ 光源（LED）寿命は、40,000 時間以上（光束維持率 70% 以上）の製品とする。
- ⑥ 20形・40形の直管 LED ランプについては、片側給電／電源内蔵型でかつ LED チップが国産の製品を採用すること。
- ⑦ LED照明器具は品質を保証するため、ISO9001 及び ISO14001 を取得している国内メーカー・国内製造又は、日本製 LED チップを実装しているものとする。
- ⑧ LED照明器具のメーカー保証期間は5年以上とする。
- ⑨ LED整備後、計画した LED 削減効果（理論値）から著しく乖離した削減実績となった場合は、その原因を検証し、仕様書条件を満たすよう対策を講じること。
- ⑩ 使用機器は、規格・品質が信用に足るメーカーの製品であり、環境負荷軽減に十分に配慮した設備を提案すること。
- ⑪ 手術室など特に低ノイズ機器が推奨される場所において適切な機器提案をすること。



### 3. 施工後の管理・修繕・補償について

- ① 提案者は動産総合保険に加入することとし、万が一、事故が発生した場合は速やかに損害を補償できること。
- ② 提案者は有効な生産物賠償保険（PL 保険）証券写しを提出可能な場合は提出すること。
- ③ 納入物品に対する保証期間は充分であり、また機器の不具合による物品の取替え、代替え及び修理等に要する工事保証期間を見積ること。保証期間内の不具合対応は、高所作業に伴う足場も含めて提案者の責任とすること。
- ④ 長寿命製品、長期間保証であることを踏まえ、永続的パートナーとしてのスタンスで本件を捉え、付加価値の高い提案を行うこと。

### 4. 工事詳細

- ① 契約後、速やかに施工計画（工程表、作業体制、安全管理計画等）について、当院と協議すること。
- ② 設置前に現場調査、回路調査等を十分に行い、作業を実施すること。また、調査等において仕様書との相違を発見した場合には、速やかに当院へ報告し、協議すること。
- ③ 設置作業に使用する雑材は全て新品とする。
- ④ 設置作業にあたっての安全管理については、当院と打合せを行い、受注者の負担で安全確保に必要な措置を講じること。また、設置作業により生じた施設設備、電気機器等への不具合や事故については、受注者の負担により対処すること。
- ⑤ 設置作業において発生する軽微な工事、補修等については、本契約の作業範囲として実施すること。
- ⑥ 停電等、運営上必要な機能を停止する場合は、事前に当院と調整し、事故及び紛争等を防止すること。
- ⑦ 搬出入経路については、施設管理運営上の支障に留意し、当院の承諾を得ること。
- ⑧ 作業車、運搬車等の車両の駐停車場所や、資材置場、荷捌き場、搬出物の仮置場等の当院敷地内における必要な場所の確保については、事前に当院の承諾を得ること。
- ⑨ 作業時間帯の決定に当たっては、当院の指示に従うこと。
- ⑩ 作業中は粉塵の飛散に十分注意し、必要な養生を行うこと。
- ⑪ 作業終了後に床の清掃等を行うこと。
- ⑫ 設置作業の前後に当該照明回路の絶縁測定を実施し、作業による絶縁劣化等がないことを書面にて報告すること。
- ⑬ 設置完了後、完成図書（完成図、写真、設置機器一覧、設置機器図面等）を当院が指定する日までに提出すること。
- ⑭ 完成図はのちの管理運用を考慮し、視覚的に明瞭な着色等を施し、電子データで納めること。データ形式は問わないが、わかりやすいものとする。
- ⑮ 施工日時等は、病院業務の特殊性を加味し当院と協議のうえ、施工すること。
- ⑯ 撤去した既存照明器具、安定器、ランプ等の取扱いについては、関係法令を遵守し受注者で処分するものとする。
- ⑰ 廃棄物は建設業法等の法令を遵守し、適切に処分したことを証明する資料を提出すること。
- ⑱ 本仕様書に記載しない事項については、公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）最新版／国

土交通省大臣官房 官庁営繕部監修により補完する。

⑱ 本仕様に明記のない事項に疑義が生じた場合は、当院と協議すること。

## 5. 灯具の仕様

適用規格及び参考規格について、本仕様書において規定されていないものは、以下の規格等を適用する。

### J I S 規格

JISC62504	一般照明用LED製品及び関連装置の用語及び定義
JISC7801	一般照明用光源の測光方法
JISC7550	ランプ及びランプシステムの光生物学的安全性
JISC8105-1	照明器具－第1部：安全性要求事項通則
JISC8105-2-1	照明器具－第2－1部：定着灯器具に関する安全性要求事項
JISC8105-2-2	照明器具－第2－2部：埋込み形照明器具に関する安全性要求事項
JISC8105-2-22	照明器具－第2－2 2部：非常時用照明器具に関する安全性要求事項
JISC8105-3	照明器具－第3部：性能要求事項通則
JISC8105-5	照明器具－第5部：配光測定方法
JISC8106	施設用LED照明器具・施設用蛍光灯器具
JISC8121-2-3	ランプソケット類－第2－3部：直管LEDランプソケットに関する安全性要求事項
JISC8147-2-13	ランプ制御装置－第2－1 3部：直流又は交流電源用LEDモジュール用制御装置の個別要求事項
JISC8152-1	照明用白色発光ダイオード（LED）の測光方法－第1部：LEDパッケージ
JISC8152-2	照明用白色発光ダイオード（LED）の測光方法－第2部：LEDモジュール及びLEDライトエンジン
JISC8152-3	照明用白色発光ダイオード（LED）の測光方法－第3部：光束維持率の測定方法
JISC8153	LEDモジュール用制御装置－性能要求事項
JISC8154	一般照明用LEDモジュール－安全仕様
JISC8155	一般照明用LEDモジュール－性能要求事項

### J E L 規格

JEL600	光源製品の正しい使い方と表示事項
--------	------------------

### 電気用品安全法（P S E）

電気用品安全法上の技術基準の内容に準拠するものとする。

以上